

「2016年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請」に対する回答

要求項目	回 答
1. 連帯経済を促進する協同組合の促進・支援	■ 経済部 雇用労政課（環生部、農政部、水林部）
<p>(1) 協同組合の社会的役割・価値を高めていくための施策をすすめるとともに、協同組合に対する支援を強化すること。また、協同組合の政策的位置を高めるよう国に働きかけること。</p> <p>(2) 北海道における協同組合の育成・発展に向け、研修会を開催する等啓発活動にとりくむこと。</p> <p>(3) 協同組合に係る統一的窓口を設置するとともに、協同組合の支援強化に関する連絡協議会等を開催すること。</p> <p>(4) 社会的に排除された人々の就労を通じた社会参加を促進する担い手として「協同労働組合」や社会的企業の果たす役割を充実させるとともに、コミュニティにおける就労と事業化を促進するための政策を推進すること。</p> <p>(5) 行政と非営利・協同組合との関係をコスト削減や下請け型の業務委託ではなく、連帯経済を促進する主体として、目的や基準（公正労働基準）を明確にした対等なパートナーシップに基づく協働の関係を再編成すること。そのため、地域福祉の向上と住民自治の促進を図るため、指定管理者制度等の公共サービスを支える政策・制度を総合的に見直し、充実させること。</p>	<p>○ 協同組合は、一定の地域や関係業種における人と人とのつながりにより共に助け合い、共に知恵を出し合って運営することを本旨としており、農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法、消費生活協同組合法などの各個別法の規定に基づき設立されており、道では、各所管課が設立認可や指導監督などを通じて個別に関係の協同組合等と関わりを持ちながら、育成・発展に努めているところです。</p> <p>○ また、「協同労働の協同組合」については、法的枠組みが整備されておらずその内容が明らかになっていないため、国などの動向の把握に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>○ なお、道では、NPOへの業務委託が適当な事務事業についてNPOへの業務委託推進方針に基づき、積極的に業務委託を推進しており、発注にあたっては、業務内容の明確化を図るとともに、前払金制度及び概算払制度の活用による業務の円滑な執行を確保するよう努めています。</p>

要求項目	回 答
<p>2. 東日本大震災の被災者支援と復興・再生</p>	<p>■ 総合政策部 地域づくり支援局 地域政策課</p>
<p>(1) 被災地から北海道内に避難している方々は、震災後4年半を超え、長期にわたる避難生活を余儀なくされている現状に踏まえ、支援策を継続・強化するとともに、以下の取り組みを進めること。</p> <p>① 本庁・振興局の相談窓口での対応でなく、地域ごとに避難者の生活、住居、就労、医療、福祉等に関する極め細やかな情報提供や総合相談の体制を整備すること。</p> <p>② 避難者生活再建支援の全体像の進捗確認を進め、遅滞が生じている場合は克服をはかる方策を明示し必要な措置を講じること。</p>	<p>○ 道においては、東日本大震災により道内に避難されている方々へのサポートとして、生活全般に係る各種相談にワンストップで対応できるよう、本庁及び各振興局に総合相談窓口を設置して個別相談にも対応するとともに、公営住宅の提供や道内での就労支援等にも取り組んできたところです。</p> <p>○ また、避難生活に役立つ生活情報や移住、就職情報、心のケアなどの情報を盛り込んだ情報誌を隔月各避難世帯に郵送でお届けするほか、戸別訪問を実施し、それぞれの方に応じた必要な情報を直接お知らせしています。</p> <p>○ 併せて、道内の非難者受入れ市町村に対し、地域での相談に応じられるよう、避難元からの情報や、避難支援に関する情報を提供しております。</p> <p>○ 道としては、今後とも、避難生活における不安の解消に努め、将来に向けて希望を持って生活をしていただけるよう、市町村と連携して、避難された方々の状況に応じたきめ細かな支援に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>○ 非難されている方々の生活再建に向けては、被災県や被災市町村において、住宅再建のための支援金や補助金の支給のほか、相談や問い合わせに対応する窓口を設けるなどの支援を実施しているところです。また、住まいの確保については被災三県において、災害公営住宅の整備を進めており、今年度末には、計画戸数の半数以上が工事終了の見込みとなっています。</p> <p>○ こうした支援には、被災自治体の懸命の取組みに加え、国の全面的な支援が欠かせないことから、道としても、北海道東北知事会などを通じて国へ要請してきたところです。</p> <p>道としては、道内に避難されている方々へのサポートとして、公営住宅の提供や道内での就労支援等に取り組むとともに、被災地の復興支援のため、平成23年度から毎年、被災県や被災市町村へ職員を派遣してきたところであり、被災地の一刻も早い復興・再生のため、できる限りの支援をしてまいりたいと考えております。</p>

要求項目	回 答
<p>3. 格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化</p>	<p>■ 総務部 学事課、教育庁高校教育課</p>
<p>(1) 教育・人材育成における機会均等を図るため、日本学生支援機構による奨学金制度の抜本的改善のため、以下のとりくみを行うこと。</p> <p>① 大学と専門学校で学ぶ学生を対象に給付型奨学金制度を創設することを国に働きかけること。</p> <p>② 当面、以下の対応を国に求めること。</p> <p>a. 第1種奨学金(無利息枠)の拡大及び高校生に対する給付型奨学金制度の拡充。</p> <p>b. 貸与型奨学金は全面的に無利子とするとともに延滞金は廃止する。廃止までの間の返済では、元本返済が後回しとなる現行の充当順位は「延滞金→利息→元本」から「元本→利息→延滞金」に変更する。また、2014年4月実施の延滞金賦課率5%を遡及適用する。</p> <p>c. 所得連動型返済制度を創設する。制度設計にあたっては、所得が一定額未満の者には返済を求めない境界値を設定することや、返済開始から一定期間経過した後は残額を免除するなど、利用者負担の少ない適切な制度とする。</p> <p>d. 個人保証については廃止する。また、機関保証を利用する場合の保証料納付は返済開始と同時とし、現行の奨学金からの引去りは</p>	<p>○ 道及び道教委では、国に対し、高校卒業後、大学等に進学した生徒に対する日本学生支援機構の奨学金について、貸付条件の緩和及び枠の拡充を図るなど、制度の充実が必要である旨の要望を行っているところであり、今後とも、大学等に進学した生徒が経済的な理由により就学が困難とならないよう、制度の拡充について、国に対し要望してまいります。</p> <p>○ 道及び道教委は、これまでも高校生等が経済的理由により修学の機会が損なわれることのないよう、奨学金制度の充実に努めてきたところであり、昨年度から、高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、国の補助事業を活用した、返済を必要としない給付型奨学金制度を新たに創設し、今年度は支給対象者枠を拡大したところです。</p> <p>○ また、国の平成28年度概算要求において、無利子奨学金の貸与人員の増員や、返済月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速、有利子奨学金の利子負担の軽減のための措置等、奨学金制度の改善が検討されていることから、国の動きを注視してまいりたいと考えております。</p>

要求項目	回 答
<p>行わないこととし、保証料率を引き下げる。</p> <p>e. 奨学金を借りる際の制度の丁寧な説明や、返済が困難になった場合の相談方法等について、学校現場での進路指導や大学学生課等を通じて周知するとともに、相談に応じられる体制を構築する。</p> <p>③ 北海道の人口減少対策として、奨学金返済者に対する利子補給制度を創設し、道内おける就職を促進すること。</p>	
	<p>■ 保健福祉部</p>
<p>(2) 「北海道子どもの貧困対策推進計画」を早急に策定し、子どもの貧困解消に向け、実効ある施策に積極的かつ主体的にとりくむこと。</p>	<p>○ 本道の全ての子供たちが、生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って健やかに成長するためには、子供の貧困対策を着実に推進し、世代を超えた貧困の連鎖を断ち切ることが大変重要であると考えております。このため、現在、庁内関係部局と連携しながら、教育、生活、保護者の就労や経済的な支援などの基本的な対応方向に沿って、施策に関する検討を進め、年内に『北海道子どもの貧困対策推進計画（仮称）』を策定するよう取り組んでいるところです。道では、この計画をもとに、庁内はもとより、学校、市町村や関係団体などと連携を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進してまいりたいと考えております。</p>
<p>(3) 「生活困窮者自立支援制度」の着実な実施等就労支援に向けた体制の強化をめざし以下の対応をとること。</p> <p>① 生活困窮者自立支援制度の施行を受けて</p> <p>a. 就労支援を促進するため、支援</p>	<p>○ 生活困窮者自立相談支援事業では就労支援員の配置が定められており、制度の実施主体である道及び各市では支援員の確保に努めているところです。また、就労支援の実施にあたっては、ハ</p>

要求項目	回 答
<p>員の確保や体制の強化をはかるとともに、福祉部局との連携や、就労の受け皿となる協同組合、NPO、企業への支援を進める。</p> <p>b. 自治体の広域連携を促進し、任意事業の実施を高める。</p> <p>c. 支援対象者は、経済的困窮者に限定せず、アウトリーチも含め可能な限り社会的孤立への対応をはかる。</p> <p>d. 貧困ビジネスの参入につながらないように、就労訓練事業の認定機関の体制・監督機能を強化するとともに、相談支援機関による定期的な訓練状況の確認を徹底する。</p> <p>e. 相談・就労支援に従事する人材の養成を計画的に進めるとともに、継続的な雇用と処遇の改善をはかる。</p> <p>f. 地方創生や雇用創出事業、地域包括ケア等とも連携し、地域づくりと一体的に進める。</p>	<p>ローワークや協力企業等と連携し、取組みを進めてまいります。</p> <p>○ 本制度の各事業は、対面での支援の必要性が高く、日常的に通いやすい又は訪問しやすい距離での事業実施が望ましい面があると考えておりますが、小規模市が多い地域では広域での実施も有効と考えられるため、各市の希望等があれば、広域地域について調整を行うなどの支援に努めたいと考えております。</p> <p>○ 本制度では、経済的な理由に限定せず、生活困窮に係る相談を受けており、関係機関との連携による支援対象者の把握や訪問支援など、社会的に孤立しがちな生活困窮者へのアウトリーチの取組みを進めているところです。</p> <p>○ 認定就労訓練事業は、自立相談支援機関の関与の下に、個々の生活困窮者について就労内容等を記載したプログラムの策定等を行うこととされているため、この趣旨について、就労訓練事業者及び自立相談支援機関に周知し、適切な事業実施を図ります。</p> <p>また、認定就労訓練事業者が生活困窮者自立支援法の趣旨を十分踏まえて事業を行うよう、必要な助言や指導に努めてまいります。</p> <p>○ 支援員に対しては、国の養成研修のほか、道としても研修を行い、人材養成に努めるとともに、事業の委託先の選定に当たっては、事業を適切に実施できる事業者を選定するよう努めているところです。</p> <p>○ 本制度では、地域のあらゆる社会資源を活用し、生活困窮者への支援や地域づくりに努めることとされており、地域包括ケアや地方創生に係る事業などとも連携し、取り組んでまいりたいと考えております。</p>

要求項目	回 答
<p>(4) 人間としての尊厳が保障され、利用しやすい生活保護制度にするため、以下の事項を国に要請すること。</p> <p>① 生活保護基準の引下げは低所得者に関わる多くの制度に影響を及ぼし負のスパイラルや貧困の連鎖を助長することが懸念されるため、その実施を回避する。</p> <p>a) 特に住宅扶助基準と冬季加算の引下げについては、生活の基盤としての住環境の確保や、命綱としての機能を大きく低下させるものであり、撤回を求める。</p> <p>b) 生活扶助基準の引下げを見直し、生存権を確保する観点から基準のあり方をあらためて検討する。</p> <p>c) 今後、生活保護基準のあり方の検討にあたっては、専門家による検証に加え、当事者が参加し意志反映する仕組みをつくり、国民的合意の形成に努める。</p>	<p>○ 生活保護基準については、生活保護法第8条に基づき、厚生労働省告示で示されており、平成27年度には、住宅扶助基準や冬季加算の改定が行われたところですが、道では、生活保護制度が健康で文化的な最低限度の生活を保障する最後のセーフティネットとして適切に機能することが必要であると考えており、これまでも制度の改善について国に要望してきたところです。冬季加算などの生活保護基準については、今後とも消費動向を的確に捉えるとともに、積雪寒冷である本道の厳しい実態など、地域性に即した適切な基準になるよう、引き続き、国に要望して参ります。</p>
<p>② 申請等に関する苦情や相談、不服申し立て(審査請求)を受付、調査権と行政への勧告権を持つ「第三者機関」を設置する。</p>	<p>○ 道は、従前から、各福祉事業所に対し、生活保護制度の適正な取り扱いについて、各種会議や生活保護法施行事務監査等を通じて、所要の助言指導を行ってきたところですが、「保護の実施要領」に「保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと」と明記されていることを踏まえ、引き続き、周知徹底等に努めてまいります。</p> <p>○ 福祉事務所が行った保護の決定(行政処分)に不服がある場合は、行政不服審査法及び生活保護法の規定により、知事に対して審査請求を行うこと、また、知事の裁決に不服があるときは、厚生労働大臣に対して再審査請求を行うことができることとなっております。</p>

要求項目	回 答
	<p>○ 改正行政不服審査法の施行に伴い、平成 28 年 4 月以降に提起される審査請求案件について、有識者からなる第三者機関への諮問手続が導入され、第三者の立場から審査庁の判断がチェックされるものと承知しております。</p>
<p>③ 生活保護制度は「最後の」セーネットであり、国の責任において確実な財源保障をう。このため、生活保護費の全額国庫負担も視野に見直しをはかるとともに、当面、生活保護申請が集中している自治体への財政負担を軽減する仕組みを検討する。</p>	<p>○ 生活保護に係る財源は、現在、支給額の 4 分の 3 を国、4 分 1 を自治体が負担しており、また、自治体負担相当額については、ケースワーカーの人件費など福祉事務所の運営費とあわせ、地方交付税の基準財政需要額に算入されているところであります。</p> <p>○ 道では、これまで、法定受託事務である生活保護事務については、国において必要な財政措置を講じるよう要望してきたところではありますが、自治体における財政負担が生じることのないよう、引き続き、国に対し要望してまいります。</p>
<p>④ 新たな生活困窮者支援などの業務拡大・高度化を踏まえ、地方交付税の福祉事務所費の大幅な改善を図り、ケースワーカーを増員するとともに、職員の専門性を高める。</p>	<p>○ 生活保護のケースワーカー数は、社会福祉法において、道が設置する福祉事務所にあつては被保護世帯数 65 につき 1 名、市が設置する福祉事務所にあつては被保護世帯数 80 につき 1 人を標準として定められているところです。</p> <p>○ 道では、今後とも生活保護世帯数の動向を踏まえながら、ケースワーカーの適正な配置に努めるとともに、各市福祉事務所に対し道が行う生活保護法施行事務監査等を通じて、必要なケースワーカー数の確保など、生活保護実施体制の充実について指導するほか、必要な財政措置を講じるよう国に要望してまいります。</p> <p>○ また、これまで、道では、ケースワーカーや査察指導員など生活保護関係職員の資質向上を図るため、経験年数の少ないケースワーカーを対象とした「全道福祉事務所生活保護現業員研修会」や「全道生活保護新任査察指導員研修会」、ブロック別「生活保護関係研究協議会」を実施するほか、国の研修会への参加促進を図ってきたところであり、今後とも、こうした研修等の充実により、ケースワーカー等生活保護関係職員の資質向上に努めてまいります。</p>

要求項目	回 答
	<p>■ 総務部 学事課、教育庁義務教育課、特別支援教育課、高校教育課</p>
<p>⑤ 北海道としては生活扶助基準に準拠する諸制度、準要保護者に対する就学援助制度における学用品等の支給をはじめ、奨学金事業や高校授業料減免等の地方単独事業も含め、地域住民の生活に影響を及ぼさないよう引き続き取り組むこと。また、関係市町村へ同趣旨の協力要請を行うこと。</p>	<p>○ 私立高校に通う生徒のための支援制度として、授業料軽減補助制度や奨学金制度、入学資金貸付金制度を設け、その活用を図りながら、これまでも生徒の修学機会の確保と保護者負担の軽減に努めてきているところであり、また、平成26年度から、新たに授業料以外の教育費負担を軽減するため、所得が一定の水準を下回る世帯の生徒に対する奨学のための給付金を創設したところです。</p> <p>○ 就学援助制度の充実については、引き続き国に要望してまいるとともに、市町村教育委員会に対し、就学援助の趣旨を踏まえた対応や、必要な予算の確保について、引き続き働きかけてまいりたいと考えております。</p> <p>○ 障がいのある児童生徒等の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、寄宿舍に居住する児童生徒等の帰省回数や付添経費対象範囲の拡大、職場実習宿泊費の増額など、特別支援教育就学奨励費負担金等に係る施策の充実について、国に要望してまいります。</p> <p>○ 道教委では、これまでも、高校生等が経済的理由により修学の機会が損なわれることのないよう、奨学金制度の充実にも努めてきたところであり、昨年度から、高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、国の補助事業を活用した、返済を必要としない給付型奨学金制度を新たに創設し、今年度は支給対象者枠を拡大したところです。また、高校授業料免除の取扱いについては、今後とも経済・社会情勢の変化に適切に対処して参ります。</p>

要求項目	回 答
	<p style="text-align: center;">■ 経済部、雇用労政課</p>
<p>(5) 北海道「勤労者福祉資金融資制度」の充実と利用拡大に向けて 以下の対応をとること。</p> <p>① 地方公共団体における非正規労働者を融資対象者とするとともに、「育児・介護休業者」の雇用の形態による制限を廃止すること。</p> <p>② 融資制度の利用拡大に向けて周知周知活動の具体的なロードマップを作成すること。</p> <p>③ 勤労者福祉資金融資制度に係る融資において、(一財)北海道勤労者信用基金協会(以下、労信協という。)が2016年4月1日以降に保証する債務について損失を受けた場合は、当該損失を補てんすること。</p>	<p>○ 勤労者福祉資金は、中小企業の従業員や非正規労働者、季節労働者、事業主の都合により離職を余儀なくされた方々の医療費や教育費など、生活資金の融資を目的としております。</p> <p>道では、これまで融資限度額の引き上げや償還期間の延長のほか、(一般)北海道勤労者信用基金協会の協力を得て、保証料の免除や保証料率の低減など勤労者の負担の軽減を図ってきたところですが、</p> <p>今後とも、雇用実態や経済状況、融資実行の実態把握に努め、制度内容について検討してまいります。</p> <p>○ 道では、融資制度を有効に活用していただくため、道や取扱金融機関による周知はもとより、商工団体や労働団体などを通して従業員や組合員の方々への周知に努めているところです。</p> <p>さらに、今年度から、子育て中の方々が利用する地域の施設にもリーフレットを配置し、市中金利と比べ利率が低いことなどの必要な情報が、働くの方々へ届くよう、きめ細やかな周知を進めていくこととしております。</p> <p>○ 勤労者福祉資金融資制度において実効性を確保するためには、信用保証機関である(一般)北海道勤労者信用基金協会の果たす役割は重要であり、保証事業を、安定的に継続して実施していくためには、道として、引き続き、一定の損失補償に係る予算の確保について、検討することとしております。</p>

要求項目	回 答
	<p>■ 保健福祉部、福祉援護課</p>
<p>(6) 低所得者・経済的弱者のための「福祉灯油」制度の実施・拡充に向け、道内自治体への財政支援の拡充を含む対策を講じること。</p> <p>灯油価格は 10 年前と比較し、約 45000 円増額しており、年金生活者、低所得者には重い負担となっていることから、速やかに以下の対応をとり、福祉灯油制度の充実を図ること。</p> <p>a) 国に対して、交付金の支給と増額を要求すること</p> <p>b) 道内の自治体では、福祉灯油未実施自治体があることから、制度化促進に向けた取り組みを実施すること。</p> <p>c) 支給金額が一冬 3000 円から 42000 円(2014 年コープさっぽろ調査)と大きな格差があることから、セーフティネットとして機能するように、実態調査を行うとともに補助金を増額すること。</p>	<p>○ 道では、これまで、市町村が低所得者の高齢者世帯などを対象に行う灯油を含めた燃料費など冬期間の増嵩経費への支援事業に対し、「地域づくり総合交付金」の活用により助成を行っているところであり、引き続き、福祉灯油を実施する市町村に対し、地域づくり総合交付金により支援してまいりたい。</p> <p>○ また、昨年 10 月には、国に対し、低所得者世帯の灯油購入費等への助成などを要望したところであり、今後も、灯油価格の動向などを踏まえ、低所得者の高齢者世帯等への経済的な負担軽減が図られるよう、灯油購入費等に対する支援措置について、必要に応じて要望してまいります。</p> <p>○ 市町村における福祉灯油事業に係る実態調査については、先に調査したところであり、別紙のとおり調査結果を取りまとめたところです。</p>

平成 26 年度 高齢者等を対象とした冬期間の増嵩経費への助成実施状況

北海道保健福祉部福祉局福祉援護課

■ 調査対象

道内各市町村(指定都市及び中核市を除く。) 計 176 市町村

■ 調査結果の概要(単位：市町村)

1. 事業実施の有無

有	無
162	14

2. 助成対象経費(*複数回答)

灯油	石炭	ガス	電気	暖房器具	冬物衣料等	その他(*)
162	97	92	110	36	34	38

* 「その他」の主な内容：薪等の燃料購入費

3. 助成方法(*複数回答)

灯油引換券	現金	商品券	現物
66	90	42	3

4. 助成額(*複数回答)

～10,000円	10,001～15,000円	15,000円～	その他
88	29	14	44

* 「その他」の主な内容：灯油 36～400ℓ分

5. 道の「地域づくり総合交付金」活用の有無

有	無
157	5

要求項目	回 答
	<p style="text-align: center;">■ 保健福祉部 総務課、高齢者保険福祉課</p>
<p>(7) 社会的に大きな課題となっている、認知症と高齢低所得単身女性の問題については体系的な施策を検討し制度化を図ること。また、認知症高齢者に起因する損害について、家族に過剰な賠償責任を負わせない方を講じること。</p>	<p>○ 国においては、これまででも年金受給資格期間の短縮等の年金制度改正が順次行われてきており、道としては、国民が高齢期の生活を安心して暮らすことができるよう、国の責任において、公的年金が将来的に持続可能な制度となる適切な措置を講じることが重要と考えていることから、国における制度改正について、注視してまいります。</p> <p>○ 厚生労働省では、平成 27 年 1 月、関係府省庁と共同して、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を策定し、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年を目指し認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、認知症対策を総合的に推進していくこととしており、29 年度末等を当面の目標年度として、施策ごとの具体的な数値目標などが定められているところであります。</p> <p>また、介護保険制度の改正により、全ての市町村で、認知症の早期診断・早期対応を担う「認知症初期集中支援チーム」や医療機関や介護事業所間の連携や相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」の設置などについて、平成 30 年 4 月までに実施することとされたところであり、道では、市町村が着実に実施できるよう支援を行っているところです。</p> <p>○ 認知症の方の徘徊などによる事故を防ぐためには、地域で見守る体制を構築することが重要であり、道では、認知症を理解し、支援する住民等の「認知症サポーター」の要請や捜索等を行う「SOS ネットワーク」の促進のほか、認知症高齢者の権利擁護を図るため、市民後見人の養成に取り組んでいるところです。また、家族の賠償責任については、今後、国の動向を注視しながら、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。</p>

要求項目	回 答
	<p style="text-align: center;">■ 保健福祉部 福祉援護課</p>
<p>4. 消費者政策の充実・強化</p> <p>(1) 北海道消費生活条例第 25 条(訴訟の援助)の改定について</p> <p>道消費生活条例第 25 条(訴訟の援助)の規定を改正し、特定適格消費者団体が、前記法律に基づいて行う裁判手続の費用について北海道より援助を行う事を検討・実施すること。</p>	<p>○ 消費者被害の実効的な回復を図る集団的消費者被害回復訴訟制度は、訴訟に参加した個々の消費者が自らの被害を金銭的に回復するという具体的利益を受けられるものであって、特定適格消費者団体は、授権を受けた消費者から、費用及び報酬の支払いを受けることが可能となっているものと承知しております。</p> <p>○ 北海道消費生活条例第 25 条の規定に基づく訴訟援助は、個別具体的な消費者苦情案件が北海道消費者苦情処理委員会に付託されていることを前提としており、多数の消費者に共通して生じている消費者被害の集団的回復を図る「消費者の財産的被害の集団的回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」の規定に基づき行われる裁判手続に要する費用を北海道が適格消費者団体に援助することは、同条の趣旨にはなじまないものと考えております。</p> <p>○ また、道としては、同制度が、特定適格消費者団体の所在地に関わらず、全国消費者を対象としている制度であることから、各都道府県の条例による支援ではなく、国において財政支援も含めた必要な環境整備が行われるべきものと考えているところであり、国においても、同法附則第 4 条の規定に基づき必要な検討を行っているものと承知しております。</p> <p>○ なお、現在、道では「北海道消費者行政推進事業」における「適格消費者団体活性化事業」によって適格消費者団体の取組を支援しているほか、消費生活相談情報等の提供を行うなど、適格消費者団体の自主的活動の促進が図られるよう、今後とも必要な連携に努めてまいりたいと考えております。</p>

要求項目	回 答
	<p>■ 環境生活部 消費安全課</p>
<p>(2) 物価の動向の監視について 北海道として物価の動向を引き続き監視するとともに、電気料金・都市ガス料金の自由化により、すでに自由料金であるLPガス・灯油・ガソリン価格を含めて家庭用エネルギー料金がすべて自由化される状況を踏まえ、消費者の権利を確保するための新たな政策を検討すること。</p>	<p>○ 道では、道内各地の300名の消費生活モニターにより、石油製品をはじめ道民生活に関連が深い52品目の商品について、価格や需給状況を調査し、毎月公表しているところです。</p> <p>○ LPガス・灯油・ガソリン等の家庭用エネルギー料金は、道民生活への影響が大きいことから、道としては、引き続き消費生活モニターによる監視や道民への情報提供に努めるとともに、今後の価格動向等の推移を見ながら必要に応じて、庁内関係部が連携し、国や関係する事業者への要請を行うなど、適切に対応してまいります。</p>
	<p>■ 経済部 雇用労政課</p>
<p>5. 中小企業勤労者の福祉格差の是正 (1) 北海道「中小企業勤労者福祉対策事業」補助金を増額すること。</p> <p>(2) 中小企業勤労者福祉サービスセンターの自立と再生をはかるために広域化を推進し、中退共・財形・福利共済・各種融資制度などに係わる諸団体等を柱として、サービスセンターを中心にワンストップで対応できるサービスの提供をめざすこと。 また、サービス提供が全道民に行渡るよう市町村における設置を推進すること。</p>	<p>○ 労働者の幅広い福祉の向上や、労使関係の安定促進等を図るため、労使団体が自主的に行う取組につきましては、今後とも各種の事業活動を支援してまいりたいと考えており、平成28年度の予算要求にあたっては、事業費の確保に努めることとしてまいります。</p> <p>○ 道では、勤労者の福利厚生の実現のためには、中小企業勤労者福祉サービスセンターや市町村勤労者共済会が担う役割が重要と考えており、(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンターの事業に参加するとともに、道の広報やホームページなどを通じ、活動の周知・啓発に努めています。</p> <p>○ 今後とも、労働者が安心して働き続けることができるよう、関係機関と連携の上、周知・啓発などに努めてまいります。</p>

要求項目	回 答
	<p>■ 総務部 危機対策課</p>
<p>6. 暮らしの安全・安心の確保</p> <p>(1) 大規模災害時の被災者救援に関する備え(各種制度・設備・物資・体制)(全労済)大規模災害時の被災者救援に関する備え(各種制度・設備・物資・体制など)の拡充に向けて、大規模災害の発生時に関する諸準備について拡充をはかるとともに、「北海道」という地域・気候特性に耐えうる、かつ、緊急時の物心両面に行き届く被災者救援対策を講じること。</p>	<p>○ 大規模災害時の被災者への支援については、生活の再建を支援することを目的に「被災者生活再建支援法」に基づく支援金及び「北海道自然災害に伴う住家被害見舞金支給要綱」に基づく見舞金を、住宅の被害程度に応じて支給しています。</p> <p>○ 災害時において、住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保や応急対策活動を円滑に行うための資機材等の整備に努めることは重要であることから、道では、災害対策基本法や北海道地域防災計画等に基づき、住民に身近な市町村に備蓄の推進を働きかけるとともに、民間企業等と食料・飲料め生活物資の供給に関する協定を締結するなど備蓄・調達体制の整備に努めています。</p>
	<p>■ 環境生活部 消費安全課</p>
<p>(2)北海道内のLPガス価格問題について</p> <p>① 北海道消費生活条例及び基本計画を見直すとともに、以下の対応をとること。</p> <p>a) 「灯油問題」を北海道消費生活条例及び基本計画の検討事項に位置づけ、消費生活条例第6章43条に位置づけられている「苦情処理委員会」において、現在灯油価格の妥当性を検証すること。</p> <p>b) 「LPガス問題」を北海道消費生活条例及び基本計画の検討事項に位置づけるとともに、消費生活条例第6章43条に位置づけられている「苦情処理委員会」においてLPガスの業者間価格差問題、基本料と従量料金の区分の表示、調整費の表示、契約締結時の契</p>	<p>○ 北海道消費生活条例(以下「条例」という)については、現在、消費者安全法の改正に伴い一部を改正することとし、その素案を取りまとめたところです。</p> <p>○ また、条例第6条の2に基づく基本計画については、今年3月に「第2次北海道消費生活基本計画(以下「第2次計画という」)」を策定したところであり、次期計画に向けた見直しで第2次計画を見直す予定は、現時点ではありません。</p> <p>○ 灯油及びLPガスについては、条例第18条の規定に基づく道民の消費生活に関連性の高い商品及び役務として選定し、その価格等及び需給の動向を調査するとともに消費者に対して当該情報を提供しております。</p> <p>○ また、物資の供給や価格の安定等については、第2次計画において、消費者団体や関連事業者、行政機関の参加による協議の場を活用した意見交換を行うとともに、関係機関等と連携した物価</p>

要求項目	回 答
<p>約書の書面交付と説明、スムーズな業者変更等,諸課題解決に向け働きかけること。</p>	<p>安定対策、関係団体や関係業界への要請を行うこととしております。</p> <p>○ なお、条例第 43 条に基づく北海道消費者苦情処理委員会は、事業者が供給する商品若しくは役務又は事業者の物品購入等に関して生じた消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するため特に必要がある場合に当該苦情のあっせん又は調停を行うために設置された知事の附属機関であり、個別の消費者による具体的な苦情事案を離れて商品等の価格等の一般的妥当性を検証したり、特定の業界において生じている問題の解決を目的とする機関ではありません。</p> <p>また、特定事業者の具体的な行為が、条例の規定に違反すると認められる場合には、条例に基づく行政上の措置が行われる可能性があります。</p>
	<p style="text-align: center;">■ 総務部 危機対策課</p>
<p>(3)災害時緊急避難所における暖房施設及び年利用確保状況の実態調査を行い、情報公開を行うこと。また、2012年の登別・室蘭地区の豪雪による大停電の教訓から、冬場の災害時の避難計画及び暖房器具と燃料・自家発電を十分確保するため、下記の実態について調査するとともに、道民に周知すること。</p> <p>a) 緊急時避難所の「避難計画」の有無について</p> <p>b) 緊急時避難所の暖房器具確保状況について</p> <p>c) 緊急時避難所の燃料確保状況について</p>	<p>○ 災害時において、住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保や応急対策活動を円滑に行うための資機材等の整備に努めることは重要であることから、道では、災害対策基本法や北海道地域防災計画等に基づき、住民に身近な市町村に備蓄の推進を働きかけるとともに、民間企業等と食料・飲料・生活物資の供給に関する協定を締結するなど備蓄・調達体制の整備に努めています。</p> <p>○ なお、市町村の備蓄等については、地域の事情なども踏まえ、各市町村において推進していることから、各市町村に直接ご相談をお願いします。</p>